

平成26年 藤枝市議会11月定例会

総務文教委員会委員長報告書

(議案審査)

平成26年11月21日

[本 会 議]

総務文教委員会に付託されました、議案3件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に御報告いたします。

はじめに、第83号議案「藤枝市議会議員の議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

「人事院勧告では議会議員の増額の勧告はあったのか。また、改正する根拠の理由を伺う。」という質疑があり、これに対して、「議会議員の支給率引き上げについての勧告はないが、一般職と同様の取り扱いをすることを慣例としているので、今回、一般職と同じ月数の引き上げ改定の措置を講じたいと考えている。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第84号議案「特別職の職員の給与に関する条例及び藤枝市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

「これまでの改定の経緯を踏まえると、どのくらいの減額となっているか伺う。」という質疑があり、これに対して、「平成11年度から平成25年度までの改定を集計して影響額を算出すると、期末手当は現在一人当たり平均で1,250,000円の減額となっている。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第85号議案「藤枝市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

「給与で、平均的職員の影響額を伺う。」という質疑があり、これに対して、「平均年齢43歳の職員1人を例にすると、月額1,300円の増となり、市役所職員の平均は、平成26年4月1日からさかのぼると、年間一人当たり給料は16,500円の増、勤勉手当で54,000円の増となる。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告いたします。